

行政手続等における本人確認に関する調査結果 に基づく通知に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期】	平成18年8月～20年9月
【通知日及び通知先】	平成20年9月12日 11省庁に対し通知
【回答年月日】	国家公安委員会（警察庁）平成21年6月19日 金融庁 平成21年6月19日 総務省 平成21年6月16日 法務省 平成21年6月17日 外務省 平成21年6月17日 財務省 平成21年6月18日 文部科学省 平成21年6月22日 厚生労働省 平成21年6月17日 農林水産省 平成21年6月16日 経済産業省 平成21年6月19日 国土交通省 平成21年6月24日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 行政手続や民間取引（以下「行政手続等」という。）は、申請者や顧客（以下「申請者等」という。）が本人であることが前提。近年、犯罪防止や個人情報保護等の観点から、法令により本人確認を義務付けるなど本人確認を重要視した行政手続等が増加
- 国・地方公共団体の行政手続等の全体を通じた本人確認の標準的な手順・方法等は、現時点では確立されていない。
- 本人確認の手順・方法等は、行政手続等の的確な実施に責任を有するそれぞれの機関が、「不正の発生のリスク」と「申請者や顧客の利便・負担」の関係を斟酌して、判断しているのが現状
- 行政手続等により発行された証書等を本人確認書類として二次利用している行政機関等の間や、証書等の発行機関との間では、その本人確認書類としての信頼性について、共通の尺度はみられず、運用状況・問題点に関する情報の共有が一般的に行われていない。

主 な 通 知 事 項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>4 行政手続等における本人確認に関する調査結果</p> <p>(3) 行政手続等における本人確認に関する今後の取組課題 (通知)</p> <p>関係省庁は、申請者等の利便・負担に配慮しつつ、不正等を防止するための的確な本人確認の実施を推進する観点から、本調査が対象とした行政手続等（必要な場合は他の行政手続等）に係る本人確認の手順・方法等について、次の措置を講ずることが必要</p> <p>① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務である行政手続について、以下に掲げる点も踏まえて本人確認の手順・方法等を点検すること。</p> <p>i それぞれの制度の趣旨・目的等を勘案した上で、性格の類似した行政手続の例等も参考にしつつ、「本人確認書類の提示等による本人確認」、「面談等による本人確認」及び「郵送を利用した本人確認」を適切に組み合わせる。特に、「郵送を利用した確認」では、住民票住所などへ原則として転送不要郵便での送付を検討する等</p> <p>ii 公的機関発行の証書等を本人確認書類として二次利用する場合、証書等の外形（記載事項や写真の有無等）のみではなく、発行手続における本人確認の厳格性の程度、証書等に記載される者以外の者による申請・取得の可否、他人への交付の蓋然性、自筆による氏名等の記載等にも留意した上で、利用の是非、複数の証書等による確認の必要性、「面談等による本人確認」や「郵送を利用した本人確認」の併用の必要性等を検討する など (総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 本人確認</p> <p>本人確認とは、行政機関等が行政手続等の申請者等に対し、本人名義の公的機関発行の証書等の提示を求めるなどにより、当該申請者等が、①「架空の人物でないこと」(実在性)、②「他人への成りすましてないこと」(同一性)を担保する行為と整理</p>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 通知先 11 省庁では、「行政手続等における本人確認に関する調査の結果（通知）」^{※1}（以下「行政評価局長通知」という。）を踏まえ、本調査対象の行政手続等に係る本人確認の手順・方法等について点検等を実施</p> <p>※1 平成 20 年 9 月 12 日付け総評第 116 号総務省行政評価局長通知</p> <p>また、本調査対象でない行政手続等について、必要な場合は本人確認の手順・方法等を点検等するよう、関係部局に周知（警察庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の 8 省庁）</p> <p>今後とも、本調査対象でない行政手続等を含め本人確認手続の手順・方法等について、申請者や顧客の意見等を踏まえ、必要な場合は、その改善を図っていく。(11 省庁)</p> <p>今回の調査対象の行政手続等に係る点検等の結果は、次のとおり。</p> <p>① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務である行政手続</p> <p>→ (主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線従事者免許の付与（総務省） 申請者の「同一性」の確認に関して、当該資格の取得方法の一つである養成課程を受講した場合、当該養成課程の実施者から、修了者の氏名のほか、生年月日、修了年月日等を報告させ（平成 21 年 2 月に無線従事者規則^{※2}を改正）、これと申請書類とを照合するよう、改善措置を講じた（平成 21 年 4 月 1 日施行）。 ※2 平成 2 年郵政省令 18 号 一般旅券の発給（外務省） 本人確認書類の提示等による本人確認においては、1 点で可とする証書等と複数の提示を求める証書等を明確にし、これについて十分に周知を図る一方で、郵送を利用した本人確認については、原則として郵便葉書を住民票住所に転送不要郵便で送付して行ってきたが、近年の生活様式の多様化に伴い住民票住所以外の場所に居住する申請者が増加してきた等の実態を踏まえ、旅券法施

○ 本人確認の主な手法

① 本人確認書類の提示等による確認

申請等の際に、申請者等本人以外の者による保持が想定されない証書等を本人確認書類として提示又は提出させ、当該証書等の本人特定事項（氏名、生年月日、性別、住所、顔写真等）と申請書等の記載内容や本人の特徴とを照合

② 面談等による確認

申請等の際に申請者等本人と面談し、本人しか知り得ない事項（家族構成等）を口頭質問し、確認者側の記録と照合

③ 郵送を利用した確認

申請者等本人以外の者が保持できる証書等（例、住民票の写し）の提示等があっても、申請者等の「同一性」の担保は不十分であるため、公的機関発行の証書等に記載或いは住民票の住所等あてに、当該手続等による発行証書等を転送不要郵便（※）で送付し、返送されずに送達されたことをもって「同一性」を担保

※ 差出人が郵便物の宛先面に「転送不要」と記載することで、たとえ郵便局に転居届が出ていても、転送サービスを実施せず差出人に返送する取扱い

○ 今回の調査対象手続の事務区分

① 国の機関の事務、国が公益法人に委託した事務又は地方公共団体の法定受託事務

② 地方公共団体の自治事務又は民間取引であり、かつ国が法令又は通知で本人確認を行うことを規定しているもの

③ ②に該当しない自治事務、健康保険組合等公法人の事務、独立行政法人の事務、国立大学法人の事務又は私立大学の事務

<調査結果の概要>

国の出先機関、都道府県、市区町村等延べ1,040機関を対象に、本人確認書類の種類や本人確認の取扱い等を調査

調査結果1：行政手続等における本人確認の厳格性

各手続を性格の類似した手続別にグループ分けし、各手続における本

行規則^{※3}を改正し郵便葉書の取扱いを廃止（平成21年3月1日施行）

※3 平成元年外務省令第11号

また、平成21年2月9日から28日までを、「成りすましによるパスポート不正取得防止のための審査強化期間」として、成りすましが疑われる者に対し、本人確認のために通常よりも詳細な質問をするなど、改めて本人確認を徹底するよう各都道府県主管課長に対し指示

・ 耐空検査員資格の付与（国土交通省）

申請者の「同一性」を担保するため、現在普通郵便を用いて発送している「耐空検査員の証」について、住民票住所に対する転送不要郵便等の手法を採用することを検討

また、耐空検査員として認定するに当たり、国土交通大臣が行う講習を修了したことが要件となるが、当該講習の機会を利用した「本人確認」の可否及び手法についても併せて検討

加えて、耐空検査員の証に貼付する写真について、押し出しスタンプ等を採用することを検討（以上、平成22年3月までに見直し等を行う予定）

・ 検査対象外軽自動車の使用の届出（国土交通省）

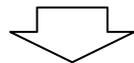
国が所有権の公証を行っている登録自動車の登録制度とは異なり、本届出制度は、単に当該自動車の使用の実態を届出により把握することを目的としたものである点も踏まえつつ、申請者の「同一性」の担保の改善に関する行政評価局長通知への対応について今後検討を行う予定

上記のほか、婚姻届、戸籍謄（抄）本の交付、外国人の新規登録、あん摩マッサージ指圧師免許の付与、特種電気工事資格者免許の付与、船員手帳の交付等39手続については、各省庁による点検の結果、現状において必要な申請者の「実在性」及び「同一性」が確保されている、又は申請者の便利・負担等に配慮すれば現時点で特段改善すべき点はないと判断（このうち、婚姻届及び戸籍謄（抄）本の交付については、今回の調査以降行政評価局長通知前までに関係省において改善措置済み）

また、この中には、①今後とも、法令等に基づく本人確認の徹底がなされるよう、外国人登録事務に従事する市町村職員への各種研修を通じて随時技術的助言を行っていくとともに、「外国人登録事務市区町村代表者会議」を通じて必要に応じ現場の実状を聴取していく（外国人の新規登録）、②当該手続を適正に実施していくため、初任者に対する税務署内研修、OJT研修を今後とも継続していく（納税証明（国税））等の取組がみられる。

人確認の手順・方法等について主要な手法（書類の提示等、面談等、郵送）ごとに、厳格性の着眼点（注）から申請者等の実在性及び同一性がどのように担保されているかなどについて調査・分析

（注）厳格性の着眼点：本人確認の手順・方法等について、申請者等の「実在性」及び「同一性」の担保に問題は見られないか

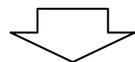


- ① 本人確認の厳格性の程度（申請者等の「実在性」及び「同一性」の担保）は、高いと認められるものからそうではないものまで様々
- ② 申請者等の「同一性」を担保する効果が高いとは認められない証書等の提示のみでも本人確認を認める手続がみられる一方で、申請者等の「同一性」の担保に関し、成りすまし防止効果がより高い措置を講じている手続あり

調査結果 2：証書等が二次利用される際の信頼性

証書等が本人確認書類として二次利用（注）される際の信頼性（当該手続の申請者等の「実在性」及び「同一性」をどの程度担保しているか）について、当該証書等の発行に係る厳格性の分類や、証書等の外形、他人の手に渡るおそれ等の要素などを踏まえて調査・分析

（注）例えば、各種健康保険の被保険者証の本来の利用目的は、保険診療の際の被保険者資格の確認であるが、他の手続の際に本人確認書類として利用されるなど



- ① 調査対象とした 79 行政手続のうち 54 手続で証書等が発行。本人確認書類として証書等が二次利用される際の信頼性の内容は様々
- ② 証書等を本人確認書類として二次利用している行政手続等には、証書等の本人確認書類としての信頼性の内容について留意しているとはいえない手続あり
- ③ その一方で、証書等の本人確認書類としての信頼性の内容について留意して、一層の注意を払っている手続あり

（通知）

- ② 国が法令又は通知で本人確認を行うことを規定している行政手続（①の行政手続を除く。）及び国が法令で本人確認を規定してい

- ② 国が法令又は通知で本人確認を行うことを規定している行政手続（①に掲げた行政手続を除く。）及び民間取引

る民間取引について、①の i 及び ii に掲げられた点も踏まえて、関係法令又は通知を点検すること。

(国家公安委員会 (警察庁)、金融庁、総務省、法務省、農林水産省、経済産業省)

(説明)

<制度の概要> 及び <調査結果の概要> については前述参照。

→ (主な例)

- ・ 預貯金口座の新規開設 (金融庁、農林水産省)
犯罪による収益の移転防止に関する法律^{※4}に基づく民間取引の本人確認手続について点検を実施

同法で本人確認書類として認められているものは、いずれも

- i) 法令の適正な手続に従って発行されていること、
 - ii) 一般に本人を確認する書類として利用されていること
- から、直ちに見直しを行う必要はないものと判断しているが、FATF^{※5}が行った資金洗浄・テロ資金対策に係る対日相互審査の結果 (平成 20 年 10 月末に公表) 等を踏まえ、今後、関係省庁で本人確認方法の見直しの必要性等も含め検討 (平成 22 年 10 月に FATF に改善状況を報告予定)

※4 平成 19 年法律第 22 号

※5 FATF (金融活動作業部会) : マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合

- ・ 住民基本台帳カード (写真付き) の交付 (総務省)

申請者の利便・負担に配慮しつつ、不正取得等を防止するための的確な本人確認の実施を推進する観点から、住基カード交付通知書 (照会書) の送付方法のあり方について、地方公共団体の意見も踏まえつつ検討した結果、同通知書について転送不要の郵便物等の扱いとして送付することが適当である等の取扱いを含む住民基本台帳事務処理要領の一部改正等を通知^{※6}するとともに、地方公共団体に対して必要な助言を実施

※6 平成 21 年 3 月 31 日付け総行市第 63 号総務省自治行政局長通知

- ・ 携帯電話の加入契約 (総務省)

一部の事業者によって、本人確認書類を確認した上で配達を行う郵送サービスの提供が開始されたという市場実態を踏まえ、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則^{※7}を改正し、携帯音声通信事業者の本人確認方法として、新たに特定事項伝達型本人限定受取郵便による本人確認を承認 (平成 20 年 12 月 1 日施行)

※7 平成 17 年総務省令第 167 号

上記のほか、普通自動車運転免許の付与、原動機付自転車運転免許の付与、住民異動届 (転出)、住民票の写しの交付等 6 手続については、各省庁による点検の結果、今回の調査以降法令等の改正により本人確認を強化していること等から、現時点で直ちに改善すべき点はないものと各省庁では判断

(通知)

③ ①及び②を除く行政手続について、当該事務を取り扱う地方公共団体等に対し、①の i 及び ii に掲げられた点も踏まえて、必要に応じ、助言を行うこと。
(国家公安委員会(警察庁)、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

(説明)

<制度の概要>及び<調査結果の概要>については前述参照。

③ ①及び②に掲げた行政手続以外の行政手続

- ・ 高圧ガス販売主任者免許の付与(経済産業省)
販売主任者試験において受験票添付写真と本人との照合が行われることにより、本人確認における実在性及び同一性が担保されていることを確認(平成21年1月、試験実施機関に対し電話及び面談により、試験事務の運用の中で実施していることを確認済み。)したが、免状申請時における本人確認を更に確実にする方法を関係機関において検討中であり、これを踏まえ今後必要な場合は助言等を行う予定
- ・ 調理師免許の付与(厚生労働省)
「本人確認書類の提示等による本人確認」が的確に行われていることを確認したが、当該手続の実施機関である都道府県に対して、交付の確実性を図る観点から地域の実情に応じた対応を検討するよう助言を行う予定
- ・ 農業者年金(旧制度)に係る受給権の裁定(農林水産省)
農林水産省では、独立行政法人農業者年金基金に対して、今後とも行政評価局長通知を踏まえ本人確認を的確に実施するよう助言を行うとともに(平成20年6月)、これを受けた同基金では、業務委託機関の担当者会議(平成20年10月～11月間に、全国6か所で開催)において、農業者年金の受給権の裁定の際は、今後とも的確に本人確認を実施するよう周知・要請

上記のほか、運転経歴証明書の交付(普通自動車運転免許)、危険物取扱者の資格の付与、企業年金連合会老齢年金給付の裁定等27手続については、各省庁による点検の結果、現状において必要な申請者の「実在性」及び「同一性」が確保されていること等から、現時点で特段改善すべき点はないが(印鑑登録(個人)及び印鑑登録証明書(個人)の発行については、今回の調査以降行政評価局長通知前までに関係省において改善措置済み)、各地方公共団体等から相談があった際は、行政評価局長通知の趣旨を踏まえ、的確に対応するよう助言を行っていく予定